

# 四半期報告書の訂正報告書

(第88期第3四半期)

株式会社ダイドーリミテッド



---

# 四半期報告書の訂正報告書

---

- 1 本書は四半期報告書の訂正報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書の訂正報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書の訂正報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	3
第1 【企業の概況】 .....	3
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	3
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	10
第4 【提出会社の状況】 .....	11
1 【株式等の状況】 .....	11
2 【株価の推移】 .....	27
3 【役員の状況】 .....	27
第5 【経理の状況】 .....	28
1 【四半期連結財務諸表】 .....	29
2 【その他】 .....	51
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	52

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月18日

【四半期会計期間】 第88期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ダイドーリミテッド

【英訳名】 DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大川伸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理財務担当 福羅喜代志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理財務担当 福羅喜代志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の連結子会社である株式会社ダイナシティは、平成28年1月12日に神田税務署より平成24年3月期及び平成25年3月期の「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」を受領いたしました。

株式会社ダイナシティは、納税にあたり設立当初より青色申告書の提出を行い、平成23年3月期から平成25年3月期まで繰越欠損金の損金算入を実施し、それが受理されてまいりました。当社は、当社子会社が適正に青色申告の申請を行い、これまで適正な申告・納税を行ってきたと考えております。

しかしながら今回の更正通知は、その青色申告が無効であり、一部の繰越欠損金の損金算入が過大であるとして、当該繰越欠損金により控除した税額の負担を当社子会社に求めるものであります。

当社といたしましては、今回の更正処分を不服と考え不服申し立てを行う予定です。

本件による影響は主として過年度の連結業績に関わるものであるため、影響する期間にわたり訂正処理を行いました。

これらの決算訂正により、当社が平成23年2月14日に提出いたしました第88期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じましたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

#### 第2 事業の状況

##### 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第4 経理の状況

##### 1 四半期連結財務諸表

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は      を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正箇所を含め訂正後の全文を記載しております。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第87期 第3四半期 連結累計期間	第88期 第3四半期 連結累計期間	第87期 第3四半期 連結会計期間	第88期 第3四半期 連結会計期間	第87期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	19,166	19,265	6,774	7,150	26,304
経常利益 (百万円)	146	69	467	755	563
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (百万円)	△393	△134	8	309	29
純資産額 (百万円)	—	—	25,934	23,994	26,284
総資産額 (百万円)	—	—	51,904	51,891	57,613
1株当たり純資産額 (円)	—	—	741.88	690.10	758.16
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	△11.32	△3.92	0.25	8.99	0.85
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	0.25	8.94	0.85
自己資本比率 (%)	—	—	49.5	45.8	45.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,775	734	—	—	3,770
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,225	3,870	—	—	△1,717
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,935	△4,677	—	—	1,817
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	4,662	6,450	6,481
従業員数 (名)	—	—	1,847	1,774	1,797

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでおりません。
- 3 従業員数は就業人員数を表示しております。
- 4 第87期第3四半期連結累計期間及び第88期第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在		
従業員数(名)	1,774	(802)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在		
従業員数(名)	69	(25)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に当四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
衣料事業	4,570	—
合計	4,570	—

- (注) 1 上記の金額は、販売価額によっております。  
2 上記の金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
3 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

#### (2) 受注実績

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
衣料事業	5,924	—
不動産賃貸事業	1,225	—
合計	7,150	—

- (注) 1 上記の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値であります。  
2 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日～平成22年12月31日）におけるわが国経済は、政府の経済対策企業収益の改善により緩やかながら回復の兆しが見られますが、依然として雇用・所得環境は厳しく、米国経済の回復懸念や欧州の金融不安など景気の先行き不透明な状況で推移いたしました。

衣料品業界におきましては、百貨店の売上高が前年を上回る月が出てくるなど、明るい兆しが見られるようになってまいりましたが、消費者の生活防衛意識は強く、本格的な消費マインドの改善にはいたらず引き続き厳しい状況下にあります。

このような経営環境が続くなか、当社グループは「お客様第一」「品質本位」の企業理念を基に事業改革をすすめております。

当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日～平成22年12月31日）における衣料事業の中国工場群におきましては、消費動向の改善により国内外からの受注が昨年秋以降増加してきておりますが、経費の削減・生産の効率化を進めているものの、原料や労務費の高騰による影響もあり厳しい状況が続いております。

衣料事業のテキスタイル部門におきましては、紳士服の低価格化と販売不振の影響などで低調に推移いたしました。

衣料事業の衣料品販売部門におきましては、オーダーメードやオンラインストアによる売上増加および9月のシルバーウィーク以降の売上回復により、売上は前年同四半期を若干上回りました。利益面におきましても、経費の削減を進めました結果、営業利益（本社業務委託手数料を除く）は改善することができました。

不動産賃貸事業において、当社グループ内に分散していた不動産賃貸事業に係る経営資源を集中して業務の効率化を図るため、平成22年4月1日にグループ子会社の組織再編を実施いたしました。当事業におきましては、経費の削減を進めましたが、賃料の改定・オフィスビルの賃貸状況等厳しい状況にあり、営業利益（本社業務委託手数料を除く）は前年同四半期を若干下回りました。

当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日～平成22年12月31日）の売上高は前年同四半期に比べ若干増加いたしました。

一昨年来進めております在庫の圧縮による効率化・製造経費の削減等により売上総利益率が前年同四半期から改善され53.2%となり、営業利益は前年同四半期から改善することができました。

当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日～平成22年12月31日）の経常利益の減少は、グループ子会社の組織再編に伴う不動産の移転登記費用等によるものであります。

当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日～平成22年12月31日）の四半期純利益の増加は、将来減算一時差異の回収可能性の検証の結果、繰延税金資産を積み増ししたことによるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は19,265百万円（前年同四半期比0.5%増）、営業利益は552百万円（前年同四半期比42.6%増）、組織再編に伴う費用238百万円を計上したことにより経常利益は69百万円（前年同四半期比52.8%減）、四半期純損失は134百万円（前年同四半期は四半期純損失393百万円）となり、当第3四半期連結会計期間における売上高は7,150百万円（前年同四半期比5.6%増）、営業利益は752百万円（前年同四半期比27.7%増）、経常利益は755百万円（前年同四半期比61.6%増）、四半期純利益は309百万円（前年同四半期比3,460.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ①衣料事業

当第3四半期連結累計期間における売上高は15,501百万円、セグメント損失は475百万円となり、当第3四半期連結会計期間における売上高は5,924百万円、セグメント利益は350百万円となりました。

#### ②不動産賃貸事業

当第3四半期連結累計期間における売上高は3,963百万円、セグメント利益は865百万円となり、当第3四半期連結会計期間における売上高は1,287百万円、セグメント利益は255百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して5,722百万円減少し、51,891百万円（前連結会計年度末比9.9%減）となりました。この主な内容は、新規取得による増加はありましたが減価償却実施額等による有形および無形固定資産の減少973百万円、有価証券の取得499百万円および償還等による減少5,523百万円等であります。

当第3四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末と比較して3,432百万円減少し、27,896百万円（前連結会計年度末比11.0%減）となりました。この主な内容は、長期借入金の増加2,875百万円（1年内返済予定の長期借入金は625百万円の減少）および短期借入金の減少5,990百万円等であります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比較して2,289百万円減少して23,994百万円となり、自己資本比率は45.8%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは31百万円の支出超過（前年同四半期は2,031百万円の収入超過）、当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは1,516百万円の支出超過（前年同四半期は613百万円の収入超過）となり、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、6,450百万円（前年同四半期比1,788百万円の増加）となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費1,626百万円およびたな卸資産の増加372百万円等により、734百万円の収入超過（前年同四半期比2,040百万円の減少）となりました。

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加662百万円がありましたが、税金等調整前四半期純利益741百万円、減価償却費551百万円およびたな卸資産の減少163百万円等により、211百万円の収入超過（前年同四半期比1,097百万円の減少）となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得による支出1,979百万円、有価証券の取得による支出499百万円および有形固定資産の取得による支出584百万円がありましたが、投資有価証券の売却による収入1,585百万円および有価証券の償還による収入5,523百万円等により、3,870百万円の収入超過（前年同四半期比1,644百万円の増加）となりました。

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出499百万円がありましたが、有価証券の売却による収入1,499百万円等により、819百万円の収入超過（前年同四半期は247百万円の支出超過）となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入による収入1,500百万円および長期借入による収入4,000百万円がありましたが、配当金の支払額1,496百万円、短期借入金の返済による支出7,500百万円および長期借入金の返済による支出1,125百万円等により、4,677百万円の支出超過（前年同四半期は2,935百万円の支出超過）となりました。

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入による収入500百万円がありましたが、短期借入金の返済による支出2,400百万円および配当金の支払額695百万円等により、2,614百万円の支出超過（前年同四半期は416百万円の支出超過）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### ① 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### ② 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,696,897	37,696,897	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	37,696,897	37,696,897	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成17年6月29日定時株主総会特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	108 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	10,800 株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から 平成47年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1 円 資本組入額 1 円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取 締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間新株予約権を行使できるものとする。

② 前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）または（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成46年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合、平成46年7月1日から平成47年6月29日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案またはもしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）

③ 新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(平成18年7月10日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	91 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	9,100 株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成18年7月26日から 平成48年7月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取 締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転す  
る株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

- (注2) ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を  
含む。）および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年  
を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）  
に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむ  
を得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最  
終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ ①に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）または（イ）に定める場合には、それぞれに定  
める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
- （ア） 新株予約権が平成47年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合  
平成47年7月1日から平成48年6月30日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営  
業日）まで
- （イ） 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または  
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案につき当社  
株主総会で承認された場合  
当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前  
営業日）
- ④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に承継される。ただし、承継者は、  
新株予約権を承継した日から3ヶ月に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑤ 1個の本新株予約権を、さらに分割して行使することはできないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,200個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	220,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,621円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成21年7月24日から 平成25年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,621 円 資本組入額 811 円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取 締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注2) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	141個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	14,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成19年7月25日から 平成49年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取 締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成48年6月30日至るまでに権利行使開始日を迎えた場合  
平成48年7月1日から平成49年7月24日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成20年7月7日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	262個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	26, 200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成20年8月7日から 平成50年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取 締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成49年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合  
平成49年7月1日から平成50年8月6日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成21年7月6日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	556個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	55,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成21年7月24日から 平成51年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取 締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成50年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合  
平成50年7月1日から平成51年7月23日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成22年7月5日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	604個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	60,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成22年7月23日から 平成52年7月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取 締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成51年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合  
平成51年7月1日から平成52年7月22日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	－	37,696	－	6,891	－	7,147

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 3,240,600	3,365	単元株式数は100株 であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 34,436,700	344,367	同上
単元未満株式	普通株式 19,597	—	同上
発行済株式総数	37,696,897	—	—
総株主の議決権	—	347,732	—

(注) 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が15株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ダイドーリミテッド	東京都千代田区 外神田三丁目 1番16号	2,904,100	336,500	3,240,600	8.60
計	—	2,904,100	336,500	3,240,600	8.60

(注) 当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」の導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号）へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成22年9月30日現在において信託E口が所有する当社株式（336,500株）を自己株式数に含めております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	730	736	748	732	729	740	719	698	728
最低(円)	691	661	681	683	686	701	641	640	678

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役 (常勤)	—	大木 邦治	平成22年12月23日

## 第5 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	6,450	6,481
受取手形及び売掛金	3,006	2,891
有価証券	—	5,017
商品及び製品	3,348	3,090
仕掛品	698	875
原材料及び貯蔵品	550	352
その他	1,634	1,233
貸倒引当金	△61	△32
流动資産合計	<u>15,626</u>	<u>19,911</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,151	12,132
その他（純額）	3,363	3,541
有形固定資産合計	※1, ※2 14,514	※1, ※2 15,674
無形固定資産	558	372
投資その他の資産		
投資有価証券	18,366	19,242
その他	3,055	2,643
貸倒引当金	△229	△229
投資その他の資産合計	<u>21,192</u>	<u>21,656</u>
固定資産合計	<u>36,265</u>	<u>37,702</u>
資産合計	<u>51,891</u>	<u>57,613</u>

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,784	1,758
短期借入金	3,830	9,820
1年内返済予定の長期借入金	※2, ※3 1,000	※3 1,625
未払法人税等	152	267
賞与引当金	26	64
その他	※2 4,028	※2 3,121
<b>流動負債合計</b>	<b>10,822</b>	<b>16,658</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	※2, ※3 7,500	※3 4,000
長期預り保証金	※2 7,754	※2 9,005
その他	1,820	1,665
<b>固定負債合計</b>	<b>17,074</b>	<b>14,670</b>
<b>負債合計</b>	<b>27,896</b>	<b>31,329</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金	8,696	8,746
利益剰余金	<u>12,898</u>	14,529
自己株式	△3,515	△3,637
<b>株主資本合計</b>	<b>24,971</b>	<b>26,530</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	△1,045	△733
為替換算調整勘定	△139	263
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△1,184</b>	<b>△469</b>
<b>新株予約権</b>	<b>122</b>	<b>130</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>85</b>	<b>92</b>
<b>純資産合計</b>	<b>23,994</b>	<b>26,284</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>51,891</b>	<b>57,613</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	19,166	19,265
売上原価	9,179	9,025
売上総利益	9,986	10,239
販売費及び一般管理費	※1 9,599	※1 9,687
営業利益	387	552
営業外収益		
受取利息	402	346
受取配当金	170	155
その他	95	105
営業外収益合計	668	607
営業外費用		
支払利息	255	229
為替差損	66	84
持分法による投資損失	477	448
組織再編費用	—	238
その他	109	89
営業外費用合計	909	1,090
経常利益	146	69
特別利益		
投資有価証券売却益	260	38
土地売却益	128	—
その他	7	5
特別利益合計	395	43
特別損失		
固定資産除売却損	187	22
投資有価証券売却損	—	568
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	149
その他	89	12
特別損失合計	277	753
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	265	△639
法人税、住民税及び事業税	88	156
法人税等調整額	572	△651
法人税等合計	661	△494
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△145
少数株主損失(△)	△1	△10
四半期純損失(△)	△393	△134

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	6,774	7,150
売上原価	3,073	3,141
売上総利益	3,700	4,009
販売費及び一般管理費	※1 3,111	※1 3,257
営業利益	588	752
営業外収益		
受取利息	134	118
受取配当金	50	44
その他	37	44
営業外収益合計	222	207
営業外費用		
支払利息	81	55
為替差損	128	51
持分法による投資損失	121	67
組織再編費用	—	26
その他	11	2
営業外費用合計	343	203
経常利益	467	755
特別利益		
固定資産売却益	2	4
貸倒引当金戻入額	1	—
その他	—	1
特別利益合計	3	6
特別損失		
固定資産除売却損	106	14
貸倒損失	—	5
その他	40	0
特別損失合計	146	20
税金等調整前四半期純利益	325	741
法人税、住民税及び事業税	59	135
法人税等調整額	255	299
法人税等合計	314	435
少数株主損益調整前四半期純利益	—	305
少数株主利益又は少数株主損失(△)	1	△4
四半期純利益	8	309

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	265	△639
減価償却費	1,682	1,626
受取利息及び受取配当金	△573	△501
支払利息	255	229
持分法による投資損益（△は益）	477	448
投資有価証券売却損益（△は益）	△260	530
土地売却損益（△は益）	△128	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	149
売上債権の増減額（△は増加）	262	△167
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,008	△372
仕入債務の増減額（△は減少）	△568	64
その他	△219	△501
小計	2,203	866
利息及び配当金の受取額	488	442
利息の支払額	△124	△136
特別退職金の支払額	—	△186
法人税等の支払額	△201	△393
法人税等の還付額	409	142
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,775	734
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	—	△499
有価証券の償還による収入	1,000	5,523
有形固定資産の取得による支出	△588	△584
固定資産の売却による収入	133	—
投資有価証券の取得による支出	—	△1,979
投資有価証券の売却による収入	1,598	1,585
その他	81	△174
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,225	3,870
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	220	△6,000
長期借入れによる収入	—	4,000
長期借入金の返済による支出	△1,250	△1,125
配当金の支払額	△1,505	△1,496
その他	△400	△56
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,935	△4,677
現金及び現金同等物に係る換算差額	△33	40
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,031	△31
現金及び現金同等物の期首残高	2,630	6,481
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,662	※1 6,450

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

### 1. 連結の範囲に関する事項の変更

#### (1) 連結の範囲の変更

旧株式会社ダイドーインターナショナルは、旧株式会社ダイナシティを吸收合併して株式会社ダイナシティに商号変更しております。そのため、第1四半期連結会計期間より旧株式会社ダイナシティを連結の範囲から除外しております。

また、株式会社ダイナシティより新設分割により設立した株式会社ダイドーインターナショナルを第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

さらに、第1四半期連結会計期間より、新規設立した大都利美特（中国）投資有限公司を連結の範囲に含め、清算した株式会社ダイドーシェアードサービスを連結の範囲から除外しております。

#### (2) 変更後の連結子会社の数

13社

### 2. 会計処理基準に関する事項の変更

#### 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ2百万円減少し、税金等調整前四半期純損失は、151百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は190百万円であります。

## 【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失(△)」の科目を表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間に区分掲記しております「固定資産の売却による収入」は、金額が僅少となったため、「その他」に含めて表示することにいたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間の金額は14百万円であります。

当第3四半期連結会計期間  
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

## 【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性に関しては、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに、前連結会計年度末からの重要な一時差異の変動を加味したものを使用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	32,880 百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額	31,781 百万円
※2 担保資産及び担保付債務		※2 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産は次のとおりであります。		担保に供している資産は次のとおりであります。	
建物及び構築物	7,121 百万円	建物及び構築物	5,467 百万円
機械装置及び運搬具	23 //	機械装置及び運搬具	25 //
土地	54 //	土地	25 //
その他	15 //	その他	18 //
計	7,214 //	計	5,537 //
担保付債務は次のとおりであります。		担保付債務は次のとおりであります。	
長期預り保証金等	7,434 百万円	長期預り保証金等	7,891 百万円
長期借入金	4,500 //		
(うち1年内返済予定の長期借入金	1,000 //		
※3 財務制限条項		※3 財務制限条項	
当社が締結しております平成22年3月2日締結の金銭消費貸借契約に基づく長期借入金（当第3四半期連結会計期間末残高4,500百万円（うち1年内返済予定額1,000百万円））について、以下の財務制限条項が付されております。		(1) 当社が締結しております平成17年5月18日締結の金銭消費貸借契約に基づく1年内返済予定の長期借入金（当連結会計年度末残高625百万円）について、以下の財務制限条項が付されております。	
①各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期（含む第2四半期）比50%以上に維持すること。		①各年度の決算期及び中間期の末日における連結の貸借対照表における資本の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。	
②各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成22年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようすること。		②各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成16年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようすること。	
		③各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、平成16年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようすること。	
		(2) 当社が締結しております平成22年3月2日締結の金銭消費貸借契約に基づく長期借入金（当連結会計年度末残高5,000百万円（うち1年内返済予定額1,000百万円））について、以下の財務制限条項が付されております。	
		①各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期（含む第2四半期）比50%以上に維持すること。	
		②各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成22年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようすること。	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
歩合家賃 2,354 百万円	歩合家賃 2,257 百万円
従業員給料及び手当 2,478 " "	従業員給料及び手当 2,415 " "
賞与引当金繰入額 20 "	賞与引当金繰入額 24 "
貸倒引当金繰入額 28 "	貸倒引当金繰入額 30 "

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
歩合家賃 889 百万円	歩合家賃 882 百万円
従業員給料及び手当 758 " "	従業員給料及び手当 766 " "
賞与引当金繰入額 20 "	賞与引当金繰入額 24 "
貸倒引当金繰入額 9 "	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成21年12月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 4,662 百万円	現金及び預金勘定 6,450 百万円
現金及び現金同等物 4,662 "	現金及び現金同等物 6,450 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末(株)
普通株式	37,696,897

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末(株)
普通株式	3,228,531

(注) 当社は、平成21年1月5日取締役会において、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成22年12月31日現在において信託口が所有する当社株式336,500株を自己株式数に含めて記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社	平成17年新株予約権	普通株式	10,800	—
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	122
	合計		—	122

(注) 平成17年新株予約権につきましては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	800	23.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月4日取締役会	普通株式	695	20.00	平成22年9月30日	平成22年12月2日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金を含んでおります。  
平成22年6月29日定時株主総会決議 配当金 9百万円  
平成22年11月4日取締役会決議 配当金 6百万円

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	衣料原料事業 (百万円)	衣料製品事業 (百万円)	不動産賃貸等 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	676	4,834	1,263	6,774	—	6,774
(2)セグメント間の 内部売上高	52	27	93	173	(173)	—
計	728	4,861	1,357	6,947	(173)	6,774
営業利益または 営業損失(△)	△107	534	438	865	(276)	588

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品

事業区分の方法は、事業者向け衣料原料事業と消費者向け衣料製品事業及び不動産賃貸等事業の3つにセグメンテーションしております。

2 [主要な製品の名称]

衣料原料…………紳士服向け毛織物、婦人服向け毛織物

衣料製品…………紳士・婦人衣料製品(スーツ、ブレザー、ジャケット、スラックス)

不動産賃貸等……ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	衣料原料事業 (百万円)	衣料製品事業 (百万円)	不動産賃貸等 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	1,688	13,559	3,918	19,166	—	19,166
(2)セグメント間の 内部売上高	178	49	276	503	(503)	—
計	1,866	13,608	4,194	19,670	(503)	19,166
営業利益または 営業損失(△)	△346	△18	1,598	1,233	(846)	387

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品

事業区分の方法は、事業者向け衣料原料事業と消費者向け衣料製品事業及び不動産賃貸等事業の3つにセグメンテーションしております。

2 [主要な製品の名称]

衣料原料…………紳士服向け毛織物、婦人服向け毛織物

衣料製品…………紳士・婦人衣料製品(スーツ、ブレザー、ジャケット、スラックス)

不動産賃貸等……ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	6,465	309	6,774	—	6,774
(2)セグメント間の 内部売上高	293	958	1,252	(1,252)	—
計	6,758	1,267	8,026	(1,252)	6,774
営業利益または 営業損失(△)	902	△37	865	(276)	588

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は、次のとおりであります。

アジア・・・中華人民共和国

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	18,277	888	19,166	—	19,166
(2)セグメント間の 内部売上高	687	2,183	2,871	(2,871)	—
計	18,965	3,072	22,037	(2,871)	19,166
営業利益または 営業損失(△)	1,551	△317	1,233	(846)	387

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は、次のとおりであります。

アジア・・・中華人民共和国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）並びに前第3四半期  
連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「衣料事業」及び「不動産賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約しております。

「衣料事業」は、事業者向けの毛織物及び消費者向けの紳士・婦人衣料製品等の製造販売を行っております。

「不動産賃貸事業」は、ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	15,501	3,764	19,265	—	19,265
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	199	199	△199	—
計	15,501	3,963	19,464	△199	19,265
セグメント利益又は損失(△)	△475	865	390	162	552

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額162百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用161百万円が含まれております。

全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	5,924	1,225	7,150	—	7,150
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	62	62	△62	—
計	5,924	1,287	7,212	△62	7,150
セグメント利益	350	255	606	145	752

(注) 1 セグメント利益の調整額145百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用145百万円が含まれております。

全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

有価証券及び投資有価証券、短期借入金、長期借入金（1年内返済予定を含む）及びデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

((注2)参照)

(単位：百万円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,089	15,089	—	(注1)
短期借入金	3,830	3,830	—	(注1)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	8,500	8,561	61	(注1)
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されて いないもの	(29)	(29)	—	(注1)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注1) 1. 有価証券及び投資有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引所の価格によっております。

2. 短期借入金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価の算定方法

金利が一定期間ごとに更改される条件であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

4. デリバティブ取引の時価の算定方法

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	3,276百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	3,172	4,650	1,477
債券			
国債	12,962	10,439	△2,522
合計	16,135	15,089	△1,045

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額217百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

対象物の種類が金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

金利関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引				
金利スワップ取引				
支払固定・受取変動	4,000	3,500	△29	△29

(注) ヘッジ会計を適用しているものは除いております。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(注) 「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を、第1四半期連結会計期間から適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期連結会計期間の期首における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1 株当たり情報)

「1. 1株当たり純資産額」及び「2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」を算定するための「普通株式の自己株式数」においては、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式（当第3四半期会計期間末現在336,500株）について、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理していることから、「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
690円10銭	758円16銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	23,994	26,284
普通株式に係る純資産額（百万円）	23,786	26,061
差額の主な内訳		
新株予約権（百万円）	122	130
少数株主持分（百万円）	85	92
普通株式の発行済株式数（千株）	37,696	37,696
普通株式の自己株式数（千株）	3,228	3,322
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	34,468	34,374

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 11円32銭  なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 3円92銭  なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△) (百万円)	△393	△134
普通株式に係る四半期純損失(△) (百万円)	△393	△134
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,785	34,413
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 0円25銭 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 0円25銭	1株当たり四半期純利益金額 8円99銭 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 8円94銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	8	309
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	8	309
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,643	34,457
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 新株予約権	142	187
普通株式増加数(千株)	142	187
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成22年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額—————695百万円

(ロ) 1株当たりの金額————— 20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日—— 平成22年12月2日

(注) 平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行います。

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社 ダイドーリミテッド  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日高真理子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯根 欣三 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 昌樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイドーリミテッドの平成22年4月1日から平成23年3月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイドーリミテッド及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかつた。

#### 追記情報

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成23年2月14日に四半期レビュー報告書を提出した。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月18日

【会社名】 株式会社ダイドーリミテッド

【英訳名】 DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大川伸

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役執行役員経理財務担当 福羅喜代志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## **1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表取締役社長 大川 伸 及び当社最高財務責任者 福羅 喜代志 は、当社の第88期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## **2 【特記事項】**

確認に当たり、特記すべき事項はありません。